

人権文化を すすめるために



わたしの思いとあなたへの気づきが
未来の命を育む

兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL: 078-362-9135 FAX: 078-362-4266
<http://web.pref.hyogo.jp/>

公益財団法人兵庫県人権啓発協会
〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号
TEL: 078-242-5355 FAX: 078-242-5360
<http://www.hyogo-jinken.or.jp/>

平成27年3月発行



人権啓発テキスト
兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会



はじめに

少子高齢化や情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化などにより、人権課題はますます多岐にわたり複雑化しています。女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの問題に加え、近年は、子どもへの虐待やいじめ・体罰の問題が大きな社会問題となり、また、インターネットを悪用した人権侵害や、いわゆるヘイトスピーチなどの新たな人権問題も生じています。

その背景には、心の拠り所である家庭や地域における連帯感の喪失が進み、いわゆる無縁社会と呼ばれるような他人への無関心や近所づきあいの希薄化、地域の見守りや支え合う力の低下などがあるとされています。

多様性や個性を重視する成熟社会を迎えた今、人や地域がそれぞれの個性を認め、連帯する共生社会づくりが求められているのではないのでしょうか。

兵庫県においては、「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、平成16年度から、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざして、「人権文化をすすめる県民運動」を展開し、人権尊重の視点に立ったさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

人権について理解を一層深めていただくために、この度、この「人権文化をすすめるために」を改定しました。家庭や学校、職場、地域において積極的に活用し、県民の皆様一人ひとりが人権感覚を磨き、人権意識を高めていただくことを願っています。

阪神・淡路大震災から20年を迎え、創造的復興の歩みの中で私たちは、人と人、人と地域、地域と地域とのつながりの大切さを学びました。つながりは新たな活力を育み、更なる兵庫の元気を生み出します。私たち県民すべてがお互いを大切にできる気持ちを持ち、だれもが自分のもてる能力や個性を発揮し、いきいきと暮らす、成熟社会にふさわしい「安全元氣ふるさと兵庫」の実現をめざしていきましょう。

平成27年3月

兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会

名称	内容	実施場所	電話番号・FAX番号	体制	方法
障害者ホットライン	総合相談窓口	人権問題・財産等各種相談指導	兵庫県身体障害者福祉協会 F078-230-9553		電話
	身体障害者相談	身体障害者にかかわる各種相談指導	兵庫県身体障害者福祉協会 F078-242-4260		FAX 文書
	知的障害者相談	知的障害者にかかわる各種相談指導	兵庫県手をつなぐ育成会 F078-242-4069	相談員	電話
	精神障害者相談	精神障害者にかかわる各種相談	兵庫県精神福祉家族連合会 F078-891-3886		電話 FAX
障害者虐待相談	聴覚障害者各種相談指導	県立聴覚障害者情報センター	T078-805-4175 F078-805-4192		電話 FAX
	使用者による虐待に関する通報窓口	兵庫県障害者権利擁護センター ※養護者・施設従事者等による虐待は各市町虐待防止センターで受付	T078-362-3834 F078-362-3911	職員	電話 FAX
震災障害者相談	阪神・淡路大震災で被災し、障害を負った方またはその家族のさまざまな悩みに関すること	防災企画局復興支援課	078-362-9816	復興支援課職員	電話 来訪
外国人県民相談	多言語による生活・法律相談（対応言語）日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語	兵庫県国際交流協会外国人県民インフォメーションセンター（兵庫県民総合相談センター内）	078-382-2052	嘱託 法律相談は弁護士	電話 面談
外国人県民教育相談	就学・進学相談 日本語指導	兵庫県教育委員会子ども多文化共生センター（県立国際高等学校内）	0797-35-4537	指導主事等	電話 面談
兵庫県警相談	県警なんでも相談	本部県民広報課	短縮 #9110	相談担当者等	
	少年の悩みごとの相談・インターネット安全利用	本部少年育成課少年相談室（ヤングトーク）	0120-786-109	少年相談専門 カウンセラー（女性）	電話 面談 等
県職員の相談	相談全般	職員課職員相談室 各県民局等担当部署	078-362-3125	相談員	電話
教職員の相談	（退職者を含む）相談全般	兵庫県教育委員会 福利厚生課 教職員相談室	078-362-3768 0120-774-860	嘱託	電話

名称	内容	実施場所	電話番号・FAX番号	体制	方法
人権相談	人権問題に関する相談	神戸地方司法局 人権擁護課	078-392-1821	人権擁護委員	電話 面接
県民相談	各種(14部門)相談窓口	兵庫県民 総合相談センター	T078-242-5355 F078-242-5360	相談員	来訪 電話 文書
	悩みの相談 (女性対象)	兵庫県民 総合相談センター	(代) 078-360-8511	専門相談員 弁護士等	電話 面談 等
女性問題相談	男性のための相談 (男性対象)	県立男女共同 参画センター	078-360-8551	心理カウンセラー (女性)	電話 面接
	一般相談	各県民局	078-360-8553	心理カウンセラー (男性)	電話
女性相談	女性に対する 相談指導	各県民局		嘱託員(女性)	来訪 電話 文書
ひょうごっ子 悩み相談	児童生徒の悩みや 子どもの教育に 関する悩みについて	県立女性家庭センター	078-732-7700	相談員(女性)	電話
ひょうごっ子 「ネットいじめ 情報」相談	インターネット上の トラブル等の相談	ひょうごっ子 悩み相談センター 各教育事務所分室	0120-783-111	カウンセラー・ 教育相談員・ 指導主事	電話 面接
外来相談・ 福祉ダイヤル 相談	不登校問題を 中心に心の悩みの 相談	ひょうごっ子 「ネットいじめ情報」 相談窓口	T06-4868-3395 F06-4868-3396	相談員	電話 FAX 等
児童虐待防止 24時間 ホットライン	児童虐待に関する 相談	県立清水が丘学園	078-943-0501	精神科医師 心理治療士	来訪 電話
高齢者 総合相談	一般相談	中央こども家庭センター 西宮こども家庭センター 川西こども家庭センター 姫路こども家庭センター 豊岡こども家庭センター	078-921-9119 0798-74-9119 072-759-7799 079-294-9119 0796-22-9119	相談員	電話
	介護相談	中央高齢者 総合相談センター (兵庫県民総合相談 センター内)	0120-01-7830	相談員 協力員	
	高齢者虐待相談	各県民局の高齢者 総合相談センター		保健師	来訪 電話
	認知症高齢者 家族相談	各相談員の自宅 詳細は、県健康福祉事務所(保健所)、 市福祉事務所、町役場		(社)認知症の人と 家族の会会員	来訪 電話

目次

はじめに.....2

1 人権文化について.....4
「人権文化をすすめる県民運動」について

2 人権の発展.....8
人権のはじまりと広がり

3 人権への取組.....10
国際社会における取組
日本の取組
兵庫県の取組

4 日本国憲法で保障されている基本的人権.....14
自由に生きる権利(自由権)／平等の権利
人間らしく生きる権利(社会権)
参政権／請求権

5 さまざまな人権.....17
女性／子ども／高齢者／障害のある人／同和問題
アイヌの人々／外国人／HIV感染者・ハンセン病患者等
刑を終えて出所した人／犯罪被害者等
北朝鮮当局によって拉致された被害者等
ホームレス／性的指向／性同一性障害者
人身取引(トラフィックング)

6 日常生活における人権.....32
家庭と人権／学校と人権／職場と人権
地域と人権／インターネットと人権／災害と人権

7 人権文化をすすめるために.....38
人権課題に共通する意識(偏見や差別意識)について
人権感覚を磨きましよう
日々の行動から取り組みましよう

8 資料編.....41
日本国憲法(抄)
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子
人権関係年表(国内)
兵庫県の主な人権相談窓口

人権文化について

「人権文化をすすめる県民運動」について

人権文化

「人権」とは、人と人がお互いの違いを認めて、人間が人間らしく幸せに生きていくための大切な権利であると言われていいます。

県では、日常生活の中で、人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざしています。

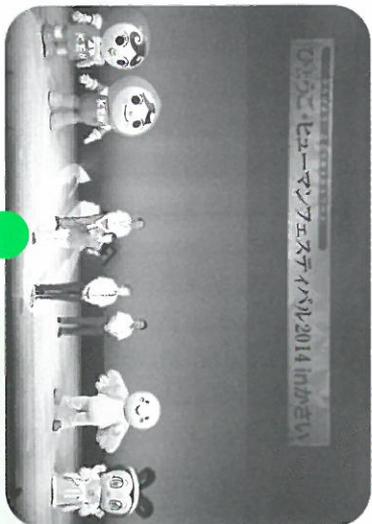
私たちの日常生活では、豊の上で生活することや、箸を使って食事をすることが普通に行われていて、特に意識することはありません。人権というものも同じようにすぐ身近なところにあり、意識せずとも日常の行動において自然な形であらわれるようになればいい、そんな願いが「人権文化」という言葉に込められています。

例えば、混んだ電車やバスでお年寄りや身体に障害のある人に出会ったとき、声をかけたり、自然に席を譲る行動をとることや、雨の日に、車で走行中に歩行者を見かけたとき、車のスピードを落として、泥水がかからないように相手のことを考えた行動をとることなどで、むずかしいことではありません。

人権文化をすすめる県民運動

このような「人権文化」の考えが広く定着するように、県が市町とともに推進している啓発活動です。

以下のような取組があります。



人権啓発フェスティバル・人権のつどい

講演会、コンサート、体験コーナー、展示や交流等のさまざまな催しによる学びや気づきを通して、人権を身近に感じ、大切なものとして日常生活の中での実践につなげるため、8月の「人権文化をすすめる県民運動」推進期間の主要行事として、人権啓発フェスティバルを開催しています。

また、人権週間(12月4日～10日)には、講演会やミニコンサート等による人権のつどいを開催しています。

1999.7.29	人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申	2002.8.7	「ホー・ムソンの自立の支援等に関する特別措置法」施行
1999.11.1	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行	2002.10.1	「身体障害者補助犬法」施行
2000.4.1	成年後見制度改正(「民法」一部改正)	2002.12.24	「障害者基本計画」閣議決定
2000.4.1	指紋押捺全廃(「外国人登録法」一部改正)	2003.5.30	「個人情報保護に関する法律」施行
2000.10.1	「民事法律扶助法」施行	2004.7.16	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2000.11.1	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律)(犯罪被害者保護法)施行	2004.12.8	「犯罪被害者等基本法」公布
2000.11.15	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通/バリアフリー法)施行	2005.4.1	「犯罪被害者等基本法」施行
2000.11.20	「児童虐待の防止等に関する法律」施行	2005.4.1	「発達障害者支援法」施行
2000.11.24	「スノーケーシング等の規制等に関する法律」(スノーケーシング規制法)施行	2005.10.21	「介護保険法」改正
2000.12.6	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	2006.4.1	「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2001.5.25	人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」(諮問第2号答申)を提出	2006.4.1	「高齢者雇用安定法」改正
2001.7.1	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行	2006.4.1	「公益通報者保護法」施行
2001.8.5	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行	2006.4.1	「障害者自立支援法」施行
2001.10.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	2006.6.23	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」(北朝鮮人権法)施行
2001.12.21	人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」(諮問第2号)に対する追加答申)を提出	2006.12.20	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行
2001.12.28	「高齢社会対策大綱」閣議決定	2008.6.6	「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」衆参両院で採択
2002.3.15	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定	2008.6.18	「バリエーション病解決の促進に関する法律」(バリエーション病問題基本法)成立
2002.4.1	「改正育児・介護休業法」施行	2009.4.1	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行
2002.5.27	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行	2009.12.22	「人身取引対策行動計画(2009)」策定
		2010.4.1	「子ども・若者育成支援推進法」施行
		2010.12.17	「第三次男女共同参画基本計画」策定
		2011.3.25	「第二次犯罪被害者等基本計画」策定
		2011.4.1	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更
		2012.3.21	「JIS Z 26000」制定
		2012.10.1	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行
		2013.6.30	「改正公職選挙法」施行
		2013.9.28	「いじめの防止対策推進法」施行
		2013.10.3	「改正スノーケーシング規制法」施行
		2016.4.1	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行予定

(4) 職場(企業等の事業所)

- 雇用や賃金面での差別的な取り扱いやいじめ、セクハラ等の人権問題の解消を図り、人権が尊重される職場づくりを進めることが大切である。
- 企業等の事業所の事業所内研修や実践活動等の自主的な取組を促進するため、経営者等に対する啓発や研修を行い、事業所内研修に際しての教材や情報の提供等を行う。

(5) 広域的な教育及び啓発活動

- 人権にかかわるイベントや啓発資料の作成など広域的な啓発活動をはじめ、市町職員等の人材育成、情報収集・提供、調査・研究等を行う。

3. 県職員等の啓発

- 人権尊重の理念に根ざした県政を推進するため、すべての県職員の研修の充実に努める。
- 特に人権に関わりの深い①教職員、②警察職員、③消防職員、④医療・保健関係者、⑤福祉関係者の研修の充実に努める。

4. 身近な人権課題

- (1) 女性の、(2) 子ども、(3) 高齢者、(4) 障害のある人、(5) 同和問題、(6) 外国人、(7) HIV感染者等、(8) その他の人権課題、アイヌの人々の問題、難病患者の人たち、ホームレスの人たち、刑を終えて出所した人々など、インターネット等を利用した人権侵害の問題など

5. 指針の総合的・効果的な推進

- 「兵庫県人権教育・啓発推進懇話会」や県民の意見を積極的に反映させる。
- 県、国、市町の人権関係機関及び人権関係団体のネットワークを強化する。
- 各部署が指針の趣旨に沿った施策に取り組みとともに、「兵庫県人権施策推進会議」において各施策のフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図る。

人権関係年表 (国内)

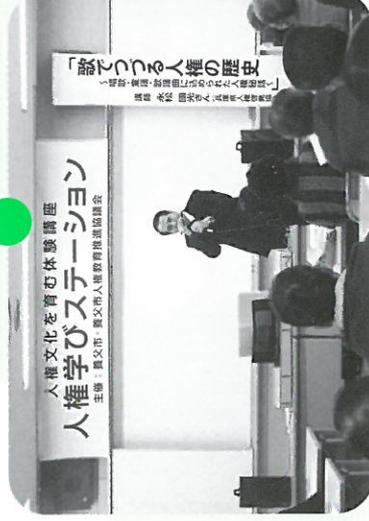
1947.9.1	「労働基準法」制定
1947.12.12	「児童福祉法」制定
1948.12.21	「民法」改正
1950.5.4	「生活保護法」制定
1969.7.10	「同和対策事業特別措置法」施行
1982.3.31	「地域改善対策特別措置法」施行
1985.5.7	「男女雇用機会均等法」制定
1987.4.1	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)施行
1993.12.3	「障害者基本法」施行
1994.9.28	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行
1995.12.16	「高齢社会対策基本法」施行
1996.12.13	男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定
1997.3.25	「人権擁護施策推進法」施行
1997.3.31	「地对財特法」の一部改正
1997.6.18	「男女雇用機会均等法」改正
1997.7.1	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行。「北海道旧土人保護法」廃止
1997.7.4	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画「策定
1998.4.1	60歳以上定年制義務化(「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正)
1998.7.1	障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)一部改正)
1999.4.1	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」(「精神薄弱者から知的障害者への用語改正」)施行
1999.6.23	「男女共同参画社会基本法」施行

人権文化を すすめる 県民運動



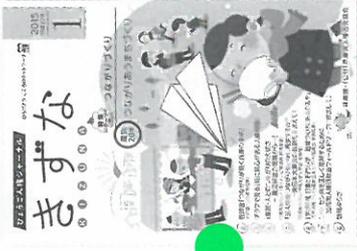
人権研修

県・市町職員や企業経営者、警察・消防職員、医療・福祉関係従事者などを対象とした人権研修を実施しているほか、県内の住民学習会やPTA研修会、企業の研修会などに人権研修講師を派遣し、人権意識の普及・高揚を図っています。



人権啓発広報

「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間や「人権週間」の意義等を県民に周知・啓発するため、人権情報誌の作製やマスメディア等の広報媒体を活用した広域的な啓発を推進しています。



人権問題 文芸作品公募

人権に関する文芸作品を募集し、優れた作品については表彰し、作品集として発行するほか、啓発資料として活用しています。

スポーツチーム等と 連携・協力した人権啓発活動

人権をより身近に感じるとともに、スポーツを通して互いに協力することや思いやりなどの大切さを感じ、人権意識の高揚を図るため、著名なスポーツチーム等と連携・協力して人権啓発活動を行っています。



市町での取組

県内各地で、さまざまな取組が行われています。その一部を紹介します。

平成13年3月 策定

兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子

指針の基本理念

人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共生する「共生社会」の実現をめざす。

指針の性格

- 県が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかる施策の総合的な推進について、基本的な方向を示すものである。
- 市町にあつては、県の施策と連携した取組を期待するとともに、県民や企業、団体等様々な主体にあつては、この指針の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものである。

1. 人権尊重の理念

- 一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たつて、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図っていくことが重要である。
- さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切である。

2. あらゆる場における教育及び啓発

- 人権尊重の理念は、学習教材や啓発資料における理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に学んでいくことが大切である。
 - 家庭、学校、地域、職場といった県民生活のあらゆる場において、県民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進める。
- (1) 家庭
- 親等が模範を示しながら、遊びやしつけ、家事などを通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心を育み、基本的なソーシャルスキルなどを教えていくことが大切である。
 - 家庭の教育力を高めるため、子育てに関する相談・支援や学習の支援、親自らの人権学習の支援、親子の体験学習の促進などを行う。
- (2) 学校等
- 児童生徒等の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切である。
 - 幼稚園、保育所では、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう努める。
 - 小学校、中学校、高等学校では、人権教育を見直し、児童生徒の発達段階に即してあらゆる教育活動に位置づけ、自然や地域などでの体験学習や外国人、高齢者等との交流を通して、豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていく。また、人権にかかわる歴史や人権の意味、内容などへの理解を深める。
 - 大学では、自治の精神にも配慮しつつ、人権尊重の理念についての理解を更に深める。また、私立学校等にも同様の趣旨に沿った教育及び啓発を奨励する。
- (3) 地域
- 県民の学習の場であり、子どもたちが自立心を育み社会性を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っている。
 - 人権にかかわる学習情報、教材の提供など県民の自主的学習活動の支援を行う。
 - 地域における様々な団体や組織による社会奉仕活動や交流活動、文化活動、スポーツ活動などを通して多様な学習活動が展開されるよう、リーダーの育成や実践活動の場、機会の提供等地域の教育力を高めるための支援を行う。



市町の取組 1 【講演会：小野市】

心あつたかフォーラム

小野市では、小野市いじめ等防止条例にもとづき、「いじめこそ、あらゆる人権侵害の根源である」と考え、6月と11月に「ONOHUIじめ等防止フォーラム」を設け啓発を行っています。この防止フォーラム関連事業として「心あつたかフォーラム」を開催しています。

平成26年度は、小野市男女共同参画センターと連携して開催しました。オーケストラ演奏、中学生人権作文コンテスト表彰、人権作文入賞者による弁論が行われました。会場には、心あつたか人権ポスター…三行詩の入賞



作品が展示されました。人の生き方、家族のあり方、地域の絆などについて共に考える機会となりました。

■小野市人権教育研究協議会
☎0794-63-1243



市町の取組 2 【講演会：新温泉町】

人権を考えるつどい

新温泉町では、人権啓発推進条約制定の「まち」として、「なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀」をスローガンに、毎年8月を「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間に定め、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、誇りを持って暮らせるまち、地域づくりに取り組んでいます。

その主な事業の一つとして「人権を考えるつどい」があります。平成26年度は、人権標語・ポスターのパネル展示や表彰式、講演会などを行いました。また、浜坂駅前では、たそがれコン



サートや街頭啓発パレードを行うなど、町全体で人権意識の高揚を図っています。

■新温泉町教育委員会生涯教育課
人権推進室 ☎0796-82-3328

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 (勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
(②、③略)

第97条 (基本的人権の本質)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 公布・施行

第1条 (目的)

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の義務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

第3条 (基本理念)

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条 (国の責務)

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 (地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条 (国民の責務)

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条 (基本計画の策定)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条 (年次報告)

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条 (財政上の措置)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

第1条 (施行期日)

第2条 (見直し)



市町の取組 3 [研修会:三田市]

人権を学ぶ啓発講座

「明日を幸せに生きる『私』さがしの旅」

三田市では、人権問題に関心のある住民が、住民の視点で自主的に講座を開くことができるように、支援しています。住民が主体となることで、地域のリーダーの育成もめざしています。

こうした住民主体の取組は平成16年から続いていますが、年間約30名の講座が実施され、約500名の参加があります。

テーマは、同和問題、外国人、高齢者、子ども、障害のある人等さまざまですが、企画者会議で全体のバランスが取れるようにご協力いただいています。見やすく理解しやすいチラシの

作成やホームページの活用など、講座の内容等の伝えたい情報が、住民にきちんと届くような手法を企画者と共に考えています。

■三田市まちづくり部人権推進課
☎079-559-5081



市町の取組 4 [啓発冊子:神戸市]

人権について考えてみませんか

『あすへの飛翔』

神戸市では、「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」をめざした取組の一つとして、命の尊さや共に生きることの大さを考えてもらい、人権尊重意識の高揚を図ることを目的に、啓発冊子『あすへの飛翔』を作成しています。

女性、子ども、高齢者など、私たちのまわりでおこるさまざまな人権課題について、挿絵や写真を用いてわかりやすくまとめられており、震災で学んだ命の大切さと助け合う心にも触れながら、

人権について一緒に考えていただくための啓発冊子です。教育委員会とも相談しながら作成し、一般だけでなく中学生にも配布しています。

■神戸市保健福祉局総務部
人権推進課 ☎078-322-5234



2 人権の発展

人権のはじまりと広がり

人権に対するとらえ方は、時代や社会の変化につれて、多様になってきています。幸せを求め人間らしい生活を守ろうとする人々の願望が、権利意識を高めてきました。

初めての人権宣言

「人権」という考え方のルーツは、17世紀頃からヨーロッパを中心に見られます。国王が権力を握る専制政治を倒そうとする民衆の動きが生まれ、市民革命へと発展しました。

その典型がフランス革命です。そして、世界で初めての人権宣言である「フランス人権宣言」(1789年)が生まれました。この中で、人間であれば、だれもが生まれながらにもっている権利、つまり人権の不可侵性とその尊重が宣言されました。

広がる人権

フランス人権宣言で宣言された人権は、当時の社会状況を反映して、国家によるさまざまな制限から個人を解放することを目的とする「自由権」が中心でした。

その後、人権は、多くの「人権宣言」や各国の憲法などに取り入れられるようになりましたが、その内容は時代や社会の変化とともに広がりをみせはじめています。

8 資料編

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日 公布／昭和22年5月3日 施行

第11条 (基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 (自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 (個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 (法の下での平等・貴族の禁止・栄典)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(②) (③略)

第19条 (思想及び良心の自由)

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 (信教の自由)

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参

加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 (集会・結社・表現の自由・通信の秘密)

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 (居住・移転及び職業選択の自由・外国移住及び国籍離脱の自由)

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 (学問の自由)

学問の自由は、これを保障する。

第24条 (家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。(②略)

第25条 (生存権・国の社会的使命)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(②略)

第26条 (教育を受ける権利・教育の義務)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとへに教育を受ける権利を有する。